

るを妨たけざるへし、而して蒙古に之が施行せられし始めは通常窩闊台の時代なりとし、ロックヒル Rockhill 氏の如きも之を主張すれとも（ルブルキー Rubruquis 旅行記一〇一頁註）實は既に太祖成吉思汗の時にあるか如しアライエッデン Alaieddin 及ひラシッドエッデン Rashid-eddin に従かへは『成吉思汗は支那の制に倣らひ、公務の爲めに往來する使者の旅行を容易ならしむる爲めに、公道に驛舎を設け、驛馬、使人の食料、運輸の車輛等は皆其地に住むものゝ負擔に任し、而して此等の馬匹、驛亭を用うるには、一定の條例に據らしめたり、道路は嚴重なる監視を附して之を守り、從來横行せし盜賊の難は此時より除かれぬ』と（ドーソン蒙古史一卷四〇六頁）元朝秘史には此記事を認むるを得されとも、思ふに驛傳のとは、其の組織、制度の如何に至りてはともかく、獨り古へより支那に存するのみならず、蒙古と境を接せし遼、金等も既に其の制を建てしこと明らかにして、遼史には『國有重事、皇帝以牌親授使者、手割給驛馬若干、驛馬闕、取它馬代、法晝夜馳七百里、其次五百里、所至如天子親臨、須索更易、無敢違者』（遼史五十七卷儀衛志）（尙ほ後節參照）といへり、當時蒙古に諸種の牌の用ゐられしことは後に説くか如し、而し耶律楚材等自國及び、支那文明を知悉せるもの、其幕下に集まりしことなれば、之を成吉思汗の諸般經營の態度、方針に鑒むる時は、這般至便、至重なる制度を傳えたりとするは、また事實と認むるを得んか。太祖の時代には、唯た如上の記事を見るのみにして、之に伴なふ巨細の有様は知るを得されとも、次いて蒙古大汗の位に上ほりし太宗窩闊台の時代には、頗ぶる之れが發達を認むるを得へし、元朝秘史の記する處によれば『一、使臣往來、沿百姓處經過、事也遲了、百姓也生受、如今可教各千戸毎、出入馬、立定站赤、不是緊急事務、須要乘坐站馬、不許沿百姓處經過』と（試ろみに那珂博士の譯文を附記すれば、『又我等の使走るに。國民に倚らしめて